



しまんとファミサポは
NPO法人 スマイルはたっこ が運営しています。

法人の活動目的

子育てに係わるあらゆる活動や支援を行い、行政や各種団体等と連携し地域全体で子育てをしやすい環境づくりに取り組んでいく。そして、地域や親を含め子ども達の笑顔の一つでも多く咲かせることを目的とする。

お問い合わせ

☎ 0880-34-8310 (水・日・祝日 休み)

✉ famisapo40010@rainbow.plala.or.jp
〒787-0011 高知県四万十市右山元町1-2-4 児童館内

Instagram、Facebookでも
情報発信しています！



しまんとファミリーサポートセンター

会員の手引き



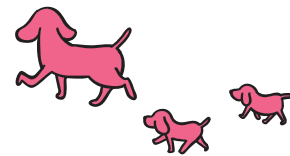
子育ての「悩み」「迷い」「しんどさ」を

「楽しさ」「喜び」「感動」を知っている私たちが対応します。

日常生活のちょっと困ったを解決する方法を一緒に考えます！

もくじ

- 03 ファミサポのしくみ・会員になるまで
- 04 会員の種類
- 05 援助の内容と範囲
- 06 料金について
- 08 援助活動Q&A
- 09 会員の約束
- 10 補償保険制度
- 12 補償保険Q&A
- 13 緊急時の対応
- 14 災害時の対応
- 15 病児病後児預かりについて



アクセス



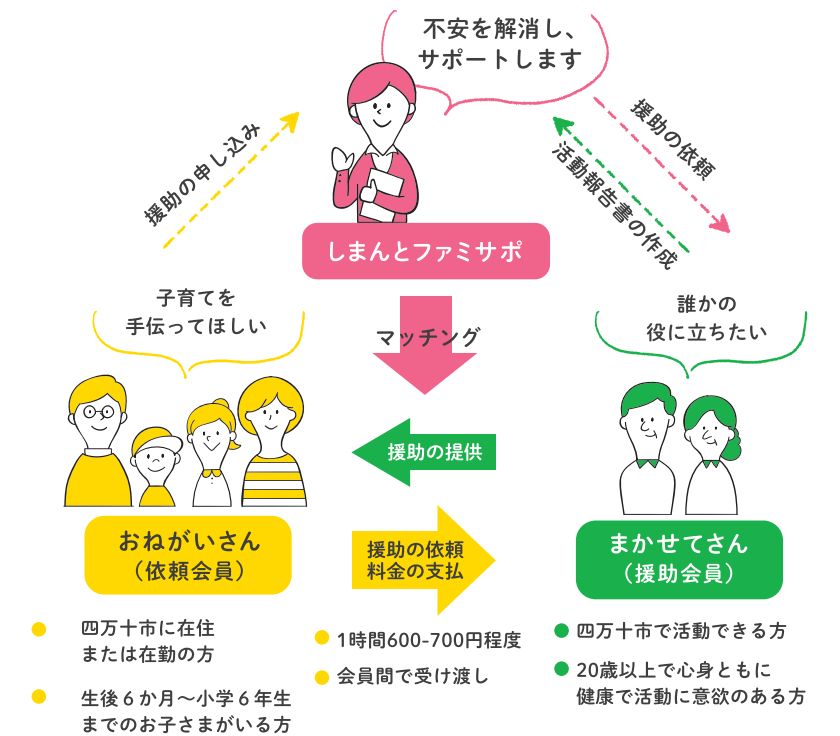
ファミリーサポートセンターとは？

困っていたら、声をかけてあげたい。それが簡単にできない時代だからこそ、ファミリーサポートセンター事業ができました。

子育て中の家庭を支援するため「手助けして欲しい方」「お手伝いできる方」が会員となって助け合う、会員制の有償ボランティア組織です。

ファミサポって こんなしくみ！

「地域で子育て」を目的とするNPO法人スマイルはたっが、四万十市から委託を受け、子育て中のお父さんお母さんをサポートする有償ボランティア組織。高知県西部で最初に取り組みを開始、病児病後児対応も行っています。



会員になるまで



援助会員養成講座

援助会員となるためには、援助会員養成講座を受講していただく必要があります。「基礎講習12時間」+「救命救急講習3時間」を受講し、会員登録する事で、援助活動を行えるようになります。救命救急講習については、5年に1度の受講が義務づけられています。さらに「実務講習12時間」を受講することで、病児・病後児預かりができるようになります。

※会員となっても、フォローアップ研修など、子どもに関する様々なことを学ぶ機会を用意しています。

会員の種類



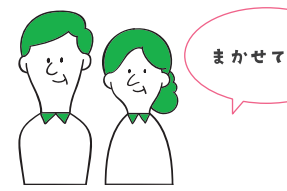
依頼会員

- 四万十市在住または四万十市在勤
- 生後6か月～小学校6年生までの子どもと同居する保護者
- ※但し、病児・病後児は1歳からです



両方会員

- 依頼会員・援助会員の両方を兼ねる方
- ※養成講座の受講が必要です



援助会員

- 四万十市で活動できる方
- 20歳以上
- 積極的に援助活動が可能な方
- ※養成講座の受講が必要です



会員間で行う相互援助活動は、援助会員と依頼会員との準委託契約に基づくものです。

■ 準委託契約とは？

受注者（援助会員）が約束した時間だけ「発注者（依頼会員）の仕事を手伝います」「代わりにやります」という契約です。

■ 有償ボランティアについて

援助会員は講習会に参加し、保育に関する基礎知識を習得する努力をしています。援助活動は援助会員の善意の上に成り立ちますが、事故やケガを防ぐための配慮も必要で、一定の報酬を支払うことで、その善意に応えるものと考えます。お互いが対等な立場に立って、信頼関係を築きながら行う活動です。

しまんとファミリーサポートセンターは、会員の登録受付、利用・活動の調整、講習・研修・交流会の開催、事業に関する広報などを行います

● ファミサポ専用のお預かり部屋を用意しています



ご自宅以外でもお預かりが可能です

お預かりに必要なものは、ほぼご用意しております。また、事前の準備の必要はなく、お預かり終了後も簡単な片付けをしていただければ大丈夫！ぜひご利用ください。おもちゃ等たくさんあります。内覧をご希望の方も、しまんとファミサポまでご連絡ください。児童館、地域子育て支援センターぽっぽ、子育てひろば「とことこ」などもご利用できます。



援助の内容と範囲

双方の合意があればOK！

援助活動については、依頼に対して、援助会員さんが対応できるなら、どんな活動でもOKです！



保育施設、
学童保育などの送迎



学校の放課後
又は学童保育終了後の預かり



買い物など
外出時のお預かり・付き添い



リフレッシュする際の預かり



注意

こんなお手伝いはできません



38.5度以上の発熱



感染症流行期



集団託児



家事手伝い



病児・病後児の預かりに関しては、“かかりつけ医”の診断結果報告書の提出により預かりが可能です。

料金について

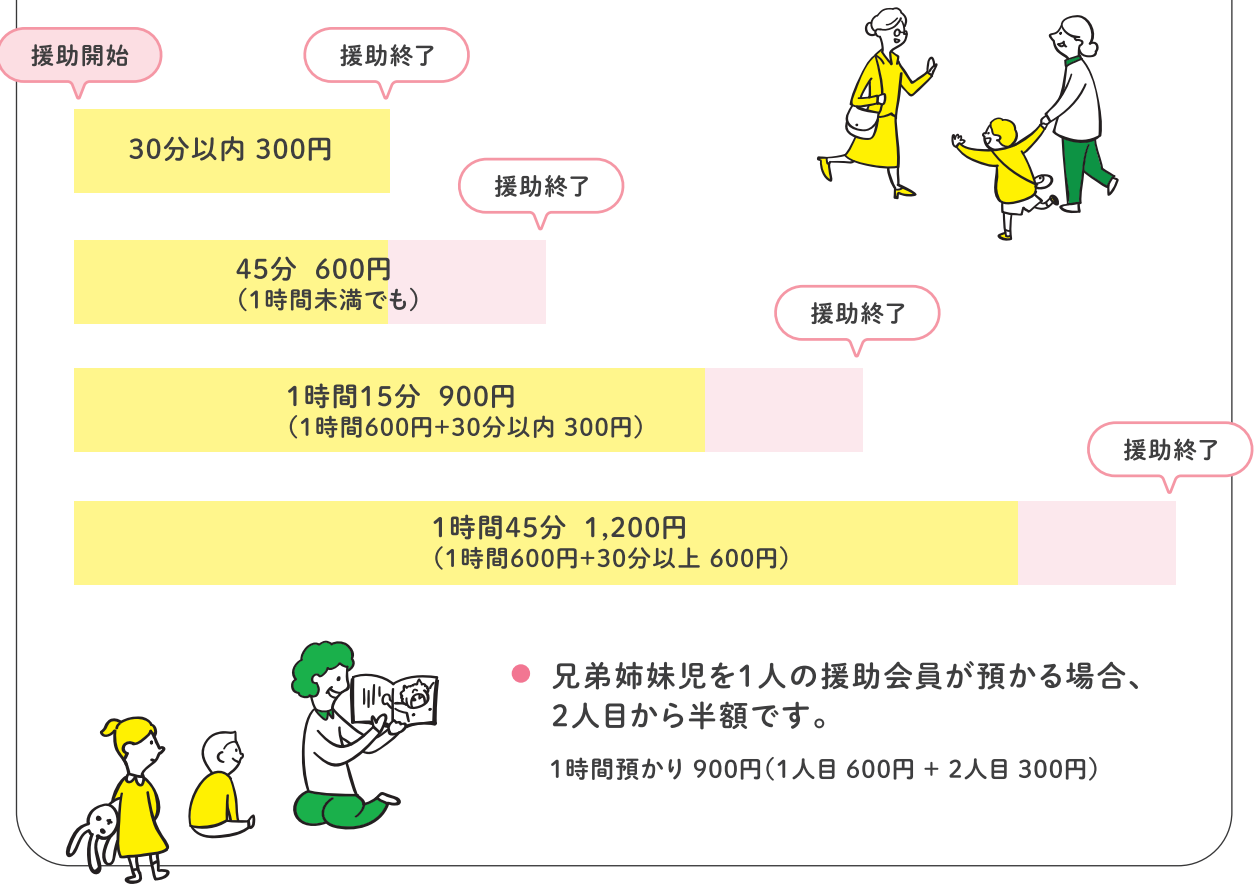
1. 依頼会員が援助会員に支払う料金は以下のとおりです。

料金 (1時間あたり)	月曜日から金曜日まで(土日、祝祭日除く) (午前7時～午後7時)	通常の場合 600円 病児・病後児の場合 700円
	上記以外の時間	通常の場合 700円 病児・病後児の場合 800円
交通費	自家用車を使った送迎	1回 100円
	公共交通機関を利用した場合	実 費
食事代 おやつ代 おむつ代	援助会員が提供する場合 ※原則、依頼会員が用意してください	実 費

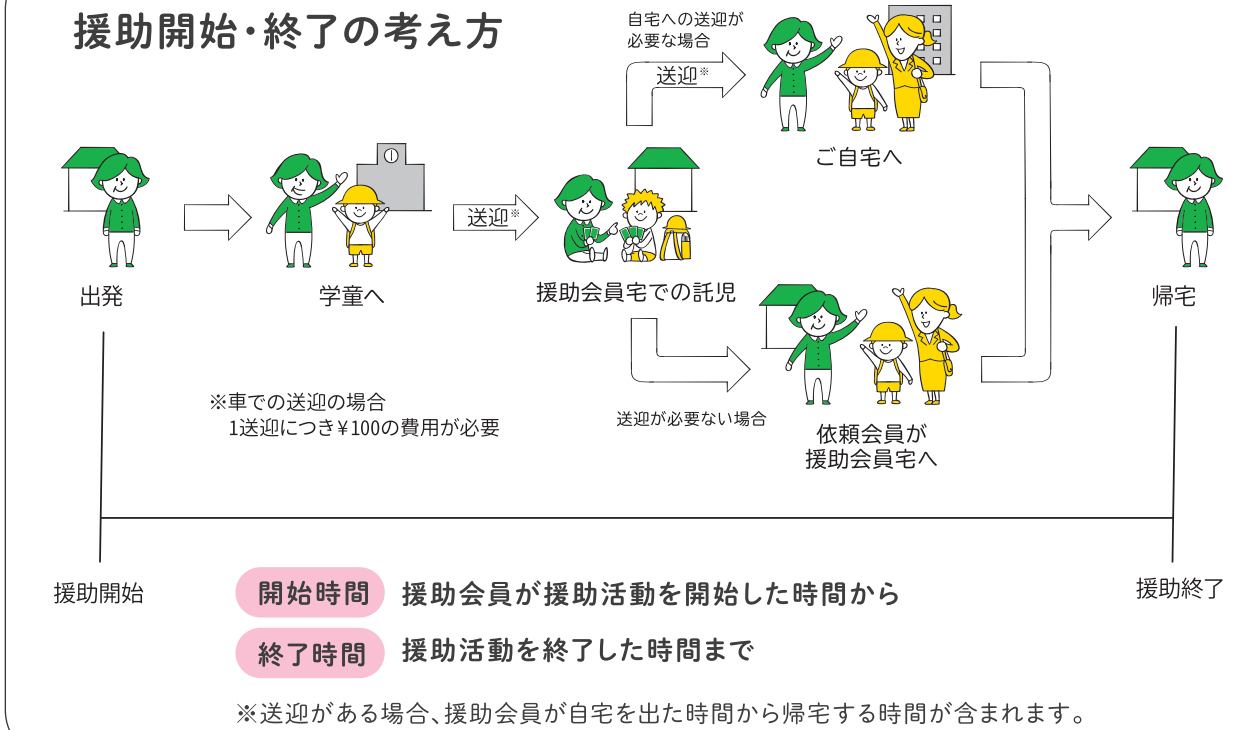
活動時間が30分までは、基本料金の半額。

30分を超えると1時間の金額となります。30分ごとに料金が上がります。

料金の受け渡しはファミサポを通さず、会員同士で行ってください。



援助開始・終了の考え方



2. キャンセル料 ※キャンセル料は利用助成の対象ではありません

①依頼会員の都合によるキャンセルの場合 例)子どもの体調不良、予定変更等

区 分	キャンセル料
活動予定日の前日	無料
活動予定日の当日	予定時間数の利用料の半額
無断取消	予定時間数の利用料の全額

②自然災害等によるキャンセルの場合 例)特別警報、暴風警報の発令等

原則、キャンセル料は発生しません。

3. 利用料の助成

ひとり親世帯、市町村民税非課税世帯、生活保護世帯およびダブルケア世帯、多胎児世帯、障害者世帯、産後ケア世帯のいずれかに該当するときは利用料の半額助成を受けることができます。
助成を受けるためには、申請が必要となります。
詳しくはセンターへお問い合わせください。



お気軽にお問い合わせください



☎ 0880-34-8310 (水・日・祝日 休み) ✉ famisapo40010@rainbow.plala.or.jp

援助活動Q&A

Q1 子どもを知らない人に預けて大丈夫？

A. 援助会員・両方会員は、12時間以上の援助会員養成講座、救命救急講習を受講しています。また、援助活動の前には、アドバイザーが立ち合いのもと、マッチングをおこない、活動に関するお互いの希望等を確認します。

Q2 どこで預かってもらえますか？

A. 原則は援助会員の自宅となりますが、児童館、子育て支援センター、ファミサポお預かり専用部屋enjoy、子育てひろばとことこ、近所の公園など子どもの安全が確保できる場所のうち、双方の合意がある場所、となります。

Q3 急に援助が必要になったとき、センターが閉まっていたらどうすれば？

A. ペアが成立した援助会員に依頼を行う場合、依頼会員から直接援助会員に依頼することができます。しかし、援助開始前に必ずセンターの留守番電話、LINE、メール等で連絡をお願いします。連絡がない場合は、万が一事故が起こった場合、補償保険の対象外となります。

Q4 事前打ち合わせで1時間30分の預かりでしたが、早く終わり1時間で終了しました。料金はいくらですか？

A. 実質で計算しますので、1時間となります。ただし、援助会員も、活動のために時間を空けていますので、2時間、3時間早く終わった、という事がないようにしてください。（お互いに確認のうえ、納得している場合は構いません）

Q5 預かりの際に風邪薬を飲ませてもらいたいですが、どうしたらいいですか？

A. 医師の処方によるものに限り援助会員に依頼することが可能です。援助活動中に飲ませる分のみ用意して投薬に関する依頼書と一緒に援助会員に預けてください。市販薬を与えることはできません。

Q6 活動中に預かっている子どもを連れて買い物に行ってもいいですか？

A. 安全・安心な援助活動を行うためにも依頼を受けた時間は子どもの預かりに集中してください。活動中に援助会員が自分の用事をすることは、好ましくありません。

Q7 自転車を使った援助はお願いできますか？

A. 転倒や事故の危険性があるため、自転車や2輪車による援助は禁止です。

Q8 預かっている子どもの具合が悪くなり、熱を測ると38度ありました。このような場合、どうしたらいいですか？

A. 急な発熱の場合、依頼会員に連絡し、迎えに来てもらってください。そのまま預かる場合、病児預かりとなります。必ずセンターへ連絡をしてください。病児預かりができる援助会員は、実務講習の12時間の実務講習の受講が必要です。

Q9 都合が悪い時、ペアになっている依頼会員さんの依頼を断っても大丈夫？

A. 大丈夫です。ボランティアとして活動をお願いしておりますので、ご自身の予定を優先していただいてかまいません。無理のないようにお願いします。

会員の約束

- 1 援助活動中により知り得た他人の家庭の事情等についてプライバシーを侵害したり、または秘密を漏らしてはいけません。センターを退会した後も同様です。
- 2 援助活動にあたっては、依頼会員と援助会員が申込んだ援助内容について事前に十分な話し合いを行い、共通の認識を持つようにしてください。
- 3 アドバイザー立ち合いによるマッチングをしていない援助活動は、ファミサポの活動と認められていません。そのため、補償保険の対象となりません。
- 4 活動中に生じた事故等は必ずご報告ください。
- 5 会員同士で約束した時間、終了時刻、活動内容は必ず守ってください。
- 6 個人情報に記載された書類等については、大事に保管をお願いします。退会時、またはペア解消の際センターに返却して頂きます。

依頼会員の約束



- 依頼した内容以外の援助はお願いしないでください。
- 送迎について
 - ・「送迎に関する委任状」を事前に保育施設・学童保育等に提出してください。
 - ・送迎を依頼する日にちが決まったら、その日までに各施設にその旨をお伝えください。保護者からの連絡がないとお引渡しできません。



援助会員の約束

- 依頼があり、活動する日が決まったら、センターまでご連絡ください。連絡がない場合は補償の対象となりません。
- 援助活動中は必ず、会員証を携帯してください。紛失・変更が生じた場合は速やかにセンターへ連絡してください。
- 活動中に事故（移動中の事故、不慮の事故等）が生じた時は、ただちにセンターに報告してください。
- 活動の際は日報のご記入をお願いします。日報・月報は翌月10日までにセンターにご提出ください。

補償保険制度

万が一の事故に備えて、センターでは補償保険に加入しています。

会員になると自動的に「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」「研修・会合傷害保険」の4つの保険と「お見舞金制度」「感染症補償制度」に加入します。

- サービス提供会員傷害保険 援助会員が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するために依頼会員宅や保育所等への往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶発な外来の事故により、援助会員が傷害を被った場合に補償するものです。

事 由	補償額	備 考
死亡	500万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	限度により20～500万円	事故日から180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日から180日以内を限度
手術	3,000円×10倍(入院中) 3,000円×5倍(入院中以外)	事故日から180日以内の手術
通院(1日)	2,000円	事故日から180日以内で90日分を限度

急激かつ偶発な外来の事故とは？ 突発的に発生する予知されない出来事で、傷害の原因が身体の外からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故として、交通事故、打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故等が考えられます。

● 賠償責任保険

センターまたは援助会員がサービス提供中、他人の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償するものです。

賠償責任とは？

自分が他人をケガさせてしまったり、他人の持ち物を壊してしまった場合の、治療費や修理費、慰謝料を支払う義務。

※提供した食事、ミルクが原因で子どもが食中毒を起こした等

事 由	補償額
対人・対物(1事故につき)	2億円
初期対応費用 (見舞金・見舞品)	1,000万円 (10万円)
訴訟対応費用	1,000万円
現金・預かり品	10万円

- 依頼子供傷害保険 依頼会員の子どもが、サービスを受けている間に、急激かつ偶発な外来の事故によって傷害を被った場合に、援助会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

事 由	補償額	備 考
死亡	300万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	限度により12～300万円	事故日から180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日から30日以内を限度
手術	3,000円×10倍(入院中) 3,000円×5倍(入院中以外)	事故日から180日以内の手術
通院(1日)	2,000円	事故日から180日以内で90日分を限度

● 研修・会合傷害保険

会員が研修会や会合等に参加している間および自宅と会場の往復途中（通常経路）において、急激かつ偶発な外来の事故により、会員が傷害を被った場合に補償するものです。

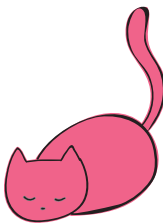
事 由	補償額	備 考
死亡	500万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	限度により20～500万円	事故日から180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,800円	事故日から180日以内の入院、かつ180日が限界
手術	3,800円×10倍(入院中) 3,800円×5倍(入院中以外)	事故日から180日以内の手術
通院(1日)	2,300円	事故日から180日以内の通院、かつ90日が限度

● お見舞金制度

お見舞金は、実際に支出された金額（領収金額）に応じ、援助会員（依頼会員の子ども）については、子どもの保護者）に対して、30,000円を限度にお支払いするものです。（2,000円未満は免責）

● 感染症補償制度

「感染症補償制度」はファミリー・サポート・センターの活動中、援助会員が感染症に感染したことにより死亡または入院した場合に、「感染症補償規定」に基づき支出した見舞金を補償するものです。



事 由	保険金額
死亡	100万円
入退院15日以上	5万円
入退院8-14日	3万円
入退院4-7日	2万円
入退院3日以内	1万円

連絡していただくことで補償保険の対象となります

✉ famisapo40010@rainbow.plala.or.jp

LINE shimanto-famisapo

友だち追加時に、会員氏名・電話番号をトーク画面で送信してください



補償保険Q&A

Q1 援助活動のため子どもを迎えに行く時、自宅からではなく
外出先から保育所に行きたいのですが、保育所に行く途中で
ケガをした場合、サービス提供会員傷害保険は適用されますか？

A 適用されません。援助会員の自宅と依頼会員宅あるいは保育所などの依頼会員が指定する場所
との通常の経路のみです。

Q2 援助会員の子どもが、預かった子どもにケガをさせられた場合、
あるいは家のものを壊された場合、賠償責任保険は適用されますか？

A 適用されません。賠償責任保険については、援助会員の監督ミス等で、援助会員に賠償責任が生
じた場合に適用されるものです。上記の場合、お見舞金制度が適用されます。

Q3 預かった子どもが、ご近所のガラス窓を割り、
ご近所から賠償を請求された場合、賠償責任保険は適用されますか？

A 適用されます。ただし、賠償責任保険については、事例ごとに判断されますので保険会社に確認
する必要があります。

Q4 活動中、預かった子どもがケガをした場合、
見舞い品（お菓子、お花）についても、保険が適用されますか？

A 援助会員に過失があり、社会通念上妥当と思われる子どもへのお見舞い等をした 場合、支出した
金額の実費（限度額10万円）が支払われます。この場合、領収書を保管しておいてください。

Q5 援助活動のため、子どもが学校から援助会員の家へ1人で行く途中に
ケガをした場合、依頼子供障害保険は適用されますか？

A 適用されます。学校から援助会員宅へ通常経路における往復途上において、子どもがケガをした
場合に適用されます。また、依頼会員が子どもを援助会員宅へ預けに行く・連れて帰る途中も、通
常経路における往復途上において適用されます。

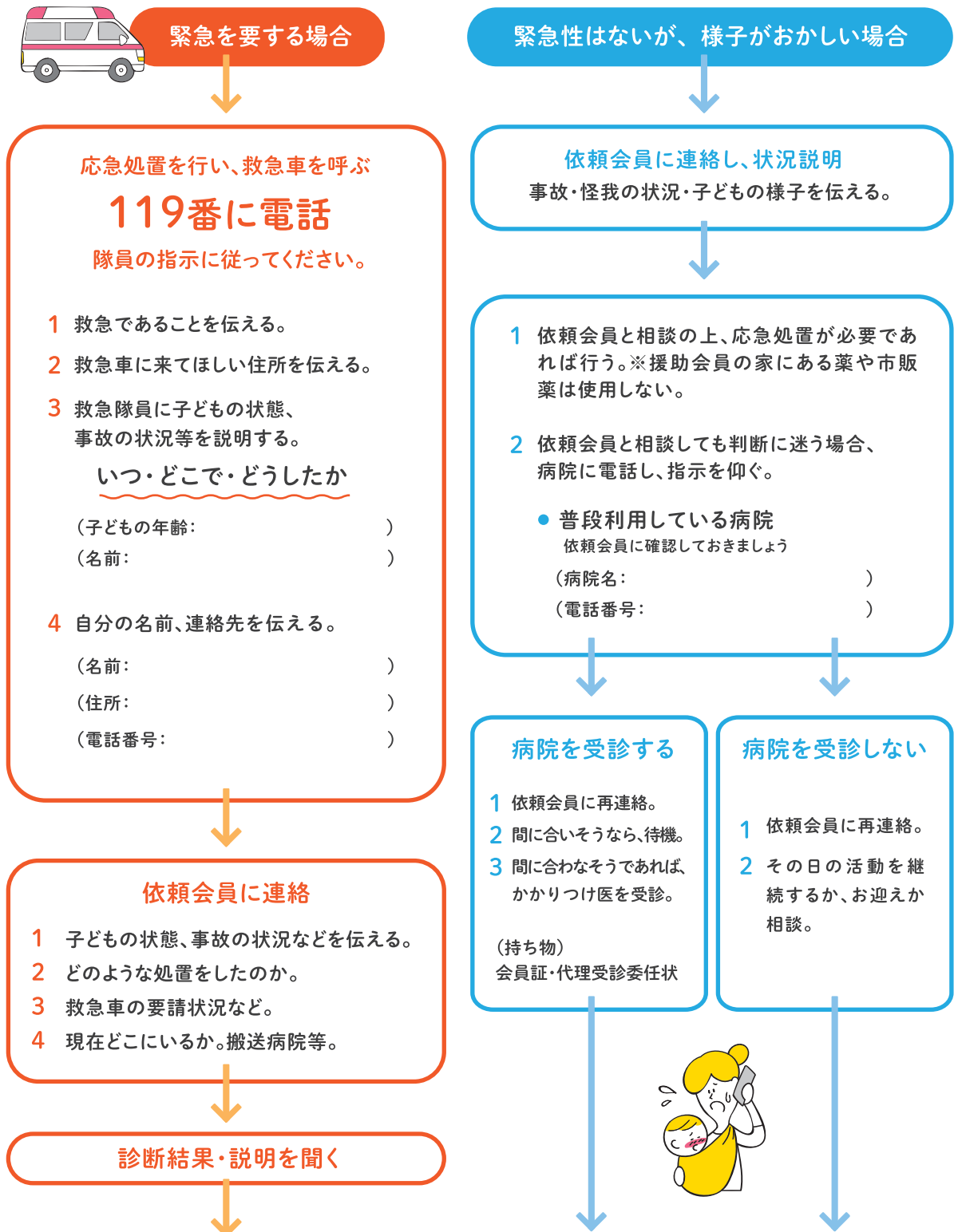
Q6 子どもの送迎に自動車で行って、子どもがケガをした場合、
保険は適用されますか？

A サービス提供会員傷害保険と依頼子供傷害保険は適用されます。しかし、賠償責任保険の中に自
動車保険は組み込まれていないため、事故の相手方のケガや相手方の車などの物損、援助会員
の車の修理について賠償責任保険は適用されません。

Q7 別居している祖父母が援助会員で、子どもがケガをした場合、
保険は適用されますか？

A 家族間の扶助となり、援助活動は成立せず、保険は適用されません。

緊急時の対応（怪我、発熱、嘔吐など）



すみやかに、センターへ連絡（可能であれば来所）

☎ 0880-34-8310 ※休所日などは、センターの緊急携帯電話に転送されます。

- ・センターが事故報告書を作成しますので、詳細を教えてください。
- ・後日援助会員は、活動報告書（日報）内の報告事項に記入して、提出してください。

災害時の対応

緊急時は“動揺”“あせり”などで「普段なら出来る事」が出来なくなってしまう。
緊急時に最も役に立つのは、なによりも日頃からの十分な備えと心構えです。

● 活動を中止することが望ましい災害の規模

地震	おおむね震度5弱以上 通信障害の発生などが考えられるため、 原則活動は中止してください。
津波・火災	子ども及び会員の安全を脅かす危険があるとき
台風・豪雨・大雪	警報が発動されたとき、発動が見込まれるとき センターが明らかに危険であると予測するとき
その他	通常の運営では対応できない危険が発生した場合

● 災害用伝言ダイヤル 171

伝言の録音方法

171 にダイヤル

▼ ガイダンスが流れます

録音の場合 1

▼ ガイダンスが流れます

被災地の方の電話番号をダイヤルしてください。
※市外局番からダイヤルしてください。

(□□□□) □□-□□□□

伝言の再生方法

171 にダイヤル

▼ ガイダンスが流れます

再生の場合 2

▼ ガイダンスが流れます

被災地の方の電話番号をダイヤルしてください。
※市外局番からダイヤルしてください。

(□□□□) □□-□□□□

● 南海トラフ地震・自然災害・
注意情報・警戒宣言が発令されたら・・・

- 援助開始前
- ・ 援助会員は子どもの身の安全を第一に考え、
避難する際は伝言ダイヤル等を利用し、
依頼会員に連絡をとるよう心がけてください
- 援助活動中
- ・ 援助会員は子どもを引き渡すまで援助活動を継続してください
・ 依頼会員は身の安全を確保しながら、
避難場所へ子どもを迎えに行くようにしてください

安全第一をお願いします！
普段からの備えも大事です！



病児病後児預かりについて

「病児・病後児」って？
当面、症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないお子さま、もしくは、病気の回復期であるお子さまのことを指します。病児病後児預かりの対象年齢は1歳以上です。

● お預かりできない症状の目安

熱	38.5度以上
咳	ひどく息苦しそう
鼻水	ミルク、水分が取れない
食欲	食事がとれない
嘔吐	吐き気、嘔吐、脱水症状がある
便	水様便、脱水症状がある
感染症	感染性胃腸炎（ノロ、ロタウィルス等）、はしか、おたふくなどの時
ケガ・火傷	消毒や薬の塗布等、患部への処置が必要な場合
その他	喘息などの慢性的な疾患があり、発作時に吸入など特別な処置を要する可能性があるとき

ご協力ください

原則、医療機関を受診して、ファミサポの利用に許可がでていれば、援助活動を行うことができます。ただし、お子さまの安全確保と、援助会員との信頼関係を大切に
するため、センターからも援助活動当日に、お子さまの病状や既往歴などの聞き取り
をさせていただきます。上記の症状の目安がみられる場合、センターの判断で活動
をお断りすることもあります。

ご利用にあたっての注意事項



1. お子さまの預かりを安全に行うために、センターの会則を遵守してください。
2. 病児・病後児の援助活動の場合は、事前に医療機関の受診が必要です。
医師に「診断結果報告書」を書いてもらいましょう。
3. 援助活動中にお子さまの病状が悪化した場合は、援助活動の途中であっても、
保護者の方に連絡をさせていただきます。必ず連絡がとれるようにしておいてください。
病状によっては、早急にお迎えや受診をお願いすることがあります。
4. 感染等を防ぐため、原則として公共施設などでお預かりはできません。
預かり場所は、援助会員宅、依頼会員宅、もしくはお預かり専用部屋enjoyです。
5. 預かりが可能な人数は、援助会員1人に対して、お子さま1人までです。
6. 市販薬の投与はできません。
7. 援助会員は、看護・救命救急等の講習を受講された、子どもが好きな
有償ボランティアさんです。ほとんどの方は一般のご家庭の方ですので、医療器具の操作な
ど、医療行為にあたることはできません。吸入器など特別な処置を要する可能性がある場合、
まずはセンターにご相談下さい。
8. 台風などの災害時には、援助活動ができない場合があります。